

「特許庁の取り組むべき課題」に関する若干の意見

渡部俊也（東京大学政策ビジョン研究センター）

本日は所用のため欠席させていただきます。論点に関して若干の意見をまとめましたので参考にしていただければ幸いです。

特許等の知財は、事業主体とビジネスモデルと結合してはじめて経済的価値を生むことから、絶対的な価値を有するものではない¹。例えば日本特許庁において権利化された特許権は、日本において活用されるときのみ効力を有するが、その特許を活用するビジネスモデルと事業主体が存在しなければ知財の経済的価値は生じない。日本の産業界のビジネスモデルは中小企業も含めて、基本的に高度経済成長時代の製造業のモデルを踏襲している企業が多い。この製造業ビジネスモデルは、例えば最近のデータ主導型機械学習技術やゲノム編集技術の受け皿にもなりえず、例えば製造業が最も不得意なリーンスタートアップやサービスビジネスモデル、またはライセンスビジネスなどを可能にする制度を有する企業でなければ、第四次産業革命の熾烈な競争に参加することもむつかしく、優れた研究成果や知財であっても、埋没してしまい結果として活用されることも価値を生むこともなくなる²。

日本における知財価値が低い、または日本の知財システムの魅力がないとの問題には、特許訴訟制度³も関係してはおり立法事実に基づき改善すべき点は改善することが必要である⁴が、それ以上に本質的解決として、我が国において先端技術を中心とする知財価値を高める後押しをする制度を総合的に推進していくことが必要である。そのような施策の基本的考え方としては、優れた知財創出、権利化を支援することに加えて、これらを活かすビジネスモデルの創出や、知財を活かすビジネスモデルを保有する事業者を、経済的、人的な支援を行うことが重要である。これはすなわち世界の成長モデルとなっている期待値ビジネス⁵を後押しすることにつながる。また同時に特許庁が検討している「デザイン経営」の実践

¹知財価値とビジネスモデルとの関係は、知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会知財のビジネス価値評価検討タスクフォースにて議論し知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書（平成 30 年 5 月）にとりまとめたもの。14 ページにそのメカニズムを記載

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/torimatome/houkokusho.pdf

² 渡部俊也「不確実な技術の知的財産マネジメント：AI,IoT,データ利活用技術を例にして」電子情報通信学会誌掲載予定

³ 知財侵害訴訟の認容額の実証分析においては、米国においては知財の経済的価値を反映していることがわかっている（Wei Hu & Toshiya Watanabe 2017

http://www.japio.or.jp/00yearbook/files/2017book/17_2_01.pdf）

⁴ 知財紛争処理システムにおける問題点については知的財産戦略本部に知財紛争処理システム検討委員会を設けて報告書をまとめてその後産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において制度改正について議論を行っている。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/syori_system/hokokusho2.pdf

⁵ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai14/siryoku6.pdf>

を後押しすることにもつながる。しかし既存の日本の製造業企業が、これらを実現するビジネスモデルを有していない場合、その方策としては以下の3つしかない。

- ① 新技術を有する既存企業が自らビジネスモデルを変えること
- ② 既存企業が新たなビジネスモデルを有するスピノフベンチャーを創出すること
- ③ 新たなビジネスモデルを有するスタートアップベンチャーに技術をゆだねること

このうち①は本質的な解決策ではあるが、多くの場合既存事業とのカニバイゼーションや大幅な組織変革を伴うことなどから難易度が極めて高い⁶。このような経営改革をすすめるためには、横断型のタスクフォースなどで取り組むこと⁷は有効ではあるが時間がかかる場合も多い。その他の即効性のある選択肢としては②か③になる。これらを支援する施策は、金融政策や産業技術政策など多岐にまたがるものになるが、そのうち知財面で実施可能な施策について下記にあげた。

1. スタートアップベンチャーに優れた知財を保有させるための施策

現在ハイテクベンチャーの主な供給源となっているのは大学や公的研究機関であり、これは各国共通である。大学発ベンチャーに関しては、経産省にて「大学発ベンチャーのあり方研究会」が行われ報告書がとりまとめられている。この報告書の論点は、大学発ベンチャーをめぐる人材・資金・知識の循環を活発にすることを目的とした議論であるが、知識の循環に関して多くの知財の問題が指摘されている⁸。

スタートアップベンチャーは成長が期待できるビジネスモデルを掲げ、大学や研究機関から知財の移転をうけることになるが、この時点ですでに知財の質が低く、他社参入を容易に許してしまう状況であれば企業の成長もおぼつかない。ベンチャー企業が活用できる知財としては、特許、プログラム著作権、営業秘密などに加えビックデータなども含まれる。また既存企業との共有関係のある知財は通常ベンチャーには向かないことから、大学や研究機関単独での良質な知財権をしっかりと確保する体制とそのための支援が必要である。現在主要大学では研究成果の POC の確保を目的としたギャップファンド事業が推進されているが、この事業において良質な発明が創出できるように、弁理士会とも協力し、現在の INPIT の専門家派遣事業との連携を密接にする制度を検討することなどが有効ではないか

外国出願については PCT 料金の減免などが予定されていることに加え、VC などの評価が高い特許については、各国移行段階での何等か支援施策を検討することで、積極的な海外特許の確保を促すことができないか検討することも一案ではないか。

⁶ <https://newswitch.jp/p/10876> 東電の川村会長「大企業というのは昔の姿を保つだけでぜいぜい言っているのがどうしても多い」「本当は大企業の経営や組織が硬直化してきたら四つや五つに分解し、それぞれ新しい中小企業になって創業会社のように大発展していくのが良い」「大企業からイノベーションを起こすことはものすごくしんどい。大企業は、ベンチャー企業への資金支援とか、M&Aによる支援とかに回る方が効果的だと思う」と述べている

⁷ 例えば大企業向けの戦略タスクフォース支援プログラムなどで成果もではじめている http://pari.u-tokyo.ac.jp/unit/iam_stfl/

⁸ 報告書は <http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180619002/20180619002-2.pdf> 参照。特許取得にかかる費用支援のためのギャップファンドの充実、ベンチャーキャピタル等、外部人材によるシーズの早期評価、知財・資本戦略を助言する人材の養成、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を踏まえた契約締結 等が検討されるべきと指摘されている

2. 大企業からのスピノフベンチャーに円滑に必要な知財を保有させる施策

外国企業は多くのスタートアップベンチャーを M&A で吸収すること（インバウンド）に加え、自社の知財や人材を切り出したスピノフベンチャー企業の創出（アウトバウンド）により、大学、VC、ベンチャーに加えて、大企業がベンチャーエコシステムの主要な役割を担っていることで知られる。一方日本企業からの同様なスピノフは極めて少数にとどまっている。企業の特許ポートフォリオマネジメントには必ずアウトバウンドが組み込まれているが、スピノフ企業へのライセンス数を定量的に管理にしている外国企業も存在する。最近では日本経団連が、大企業のベンチャー企業との連携や、カーブアウトベンチャー創出を促進する動きもみられるが⁹、この際、大企業からのスピノフベンチャー創出の最大の障害は、自社の知財部門であるとする意見も聞かれる¹⁰。優れたビジネスモデルを擁し企業知財を活かすため、企業の知財マネジメントを高度化する必要がある。このようなスピノフベンチャーにおいて活用されることに関して何等かインセンティブを検討することはできないか。

3. 特にヘルスケア、メディカル、バイオ系のベンチャー育成における知財問題

特にヘルスケア、メディカル、バイオ分野においては、日本の大学、研究機関の成果は世界的に見ても優れているのに、特許の質が低くベンチャー企業としては競争力に著しく問題があるとする意見が「大学発ベンチャーのあり方研究会」において指摘されている。発明の源流から知財的観点でのサポート体制を、大学産学連携部門と医療系の知財部門が密に連携する体制が必要であるが、必ずしも双方の連携が十分でない例も見受けられる。加えて最近の再生医療、New Modality などでは特許化のスキルも相当高度で、専門性の高い弁理士が求められるが、人材は限られており十分手当ができていない。これらの問題に関しては、平成 29 年度に厚労省医政局経済課に医薬品・医療機器・再生医療等製品等の研究開発を行うベンチャー企業等の支援策の企画立案などの業務を行う「ベンチャー等支援戦略室」が設置されたが、厚労省と AMED、ARO 協議会、主要大学産学連携本部（例えば 8 大学産学連携本部長会議）、経産省大学連携関係部門と特許庁との横の連携を強化して、施策を検討するべきである。

⁹ 東大・経団連によるベンチャー創出・育成の本格化に向けて（2017年12月25日）一般社団法人 日本経済団体連合会起業・中堅企業活性化委員会 <http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/108.html>

¹⁰ 日本企業の役員経験者のコメント（特定研究成果活用支援事業に関する議論）